

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和五年六月三十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
一五七二番一	宅地	五六〇・五五 平方メートル	五六〇・五七 平方メートル	一四・八五 平方メートル
一五七二番七	宅地	五六一・二二 平方メートル	六六〇・四一 平方メートル	二〇・三一 平方メートル
一五七二番八	宅地	二一・二六 平方メートル	二一・二五 平方メートル	七・七四 平方メートル
一五七二番九	宅地	一五・一九 平方メートル	一五・一九 平方メートル	一五・一九 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
一五七二番一	宅地	五六〇・五五 平方メートル	五六〇・五七 平方メートル	一・五六 平方メートル
				二・七二 平方メートル
				三五・一六 平方メートル

一五七二番七	宅地	五六一・二二 平方メートル	六六〇・四一 平方メートル	三五・三六 平方メートル
一五七二番八	宅地	二一・二六 平方メートル	二一・二五 平方メートル	〇・三八 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

高橋 正美 徳島県三好郡東みよし町加茂一五七二番地一

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

賃借権

有限会社高橋組 代表取締役 高橋 正美

徳島県三好郡東みよし町加茂一五七二番地一

使用借権（存否不明のため、存すると確定した場合）

高橋産業有限会社 代表取締役 高橋 照久

徳島県三好市三野町勢力三七二番地一

使用借権

道路及び水路管理者 東みよし町

代表者 東みよし町長 松浦 敬治

徳島県三好郡東みよし町加茂三三六〇

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年六月二十二日